

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会 設置要綱の一部改正について

第2回 準特定地域 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
平成27年4月10日(金) 15:00～
ホテルグリーンタワー幕張

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正新旧）

改 正	現 行
京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日 （目 的） 第1条 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定 義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 （1）準特定地域計画の作成 （2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施	京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定 平成21年10月28日 （目 的） 第1条 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定 義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 （1）準特定地域計画の作成 （2）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 千葉県総合企画部交通計画課長
- ② 市川市長又はその指名する者
- ③ 船橋市長又はその指名する者
- ④ 習志野市長又はその指名する者
- ⑤ 八千代市長又はその指名する者
- ⑥ 鎌ヶ谷市長又はその指名する者
- ⑦ 浦安市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
- ② 千葉県個人タクシー協会長
- ③ 市川交通自動車株式会社 代表取締役社長
- ④ 有限会社武藤自動車 代表取締役社長
- ⑤ 有限会社丸十タクシー 代表取締役社長
- ⑥ エムティ有限会社イースタン 取締役
- ⑦ 京葉タクシー有限会社 代表取締役社長
- ⑧ みさきタクシー有限会社 代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国自動車交通労働組合総連合会を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者(日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(6)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

- ① 千葉県総合企画部交通計画課長
- ② 市川市長又はその指名する者
- ③ 船橋市長又はその指名する者
- ④ 習志野市長又はその指名する者
- ⑤ 八千代市長又はその指名する者
- ⑥ 鎌ヶ谷市長又はその指名する者
- ⑦ 浦安市長又はその指名する者

(2) タクシー事業者等

- ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
- ② 千葉県個人タクシー協会長
- ③ 市川交通自動車株式会社 代表取締役社長
- ④ 有限会社武藤自動車 代表取締役社長
- ⑤ 有限会社丸十タクシー 代表取締役社長

(3) 労働組合等

全国自動車交通労働組合総連合会を代表する者

(4) 地域住民

一般社団法人千葉県商工会議所連合会長

(5) 学識経験者(日本大学 榛澤名誉教授)

(6) その他協議会が必要と認める者

- ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
- ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
- ③ 千葉労働局労働基準部監督課長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（６）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - （１）会長の選出を議決する場合
第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - （２）設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

- 2 協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（６）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長を置く場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。
ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 11 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - （１）会長の選出を議決する場合
第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - （２）設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとす

- ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長及び事務局長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

12 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとす

るが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正
附則 平成24年11月30日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月20日 一部改正
附則 平成27年〇〇月〇〇日 一部改正

るが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

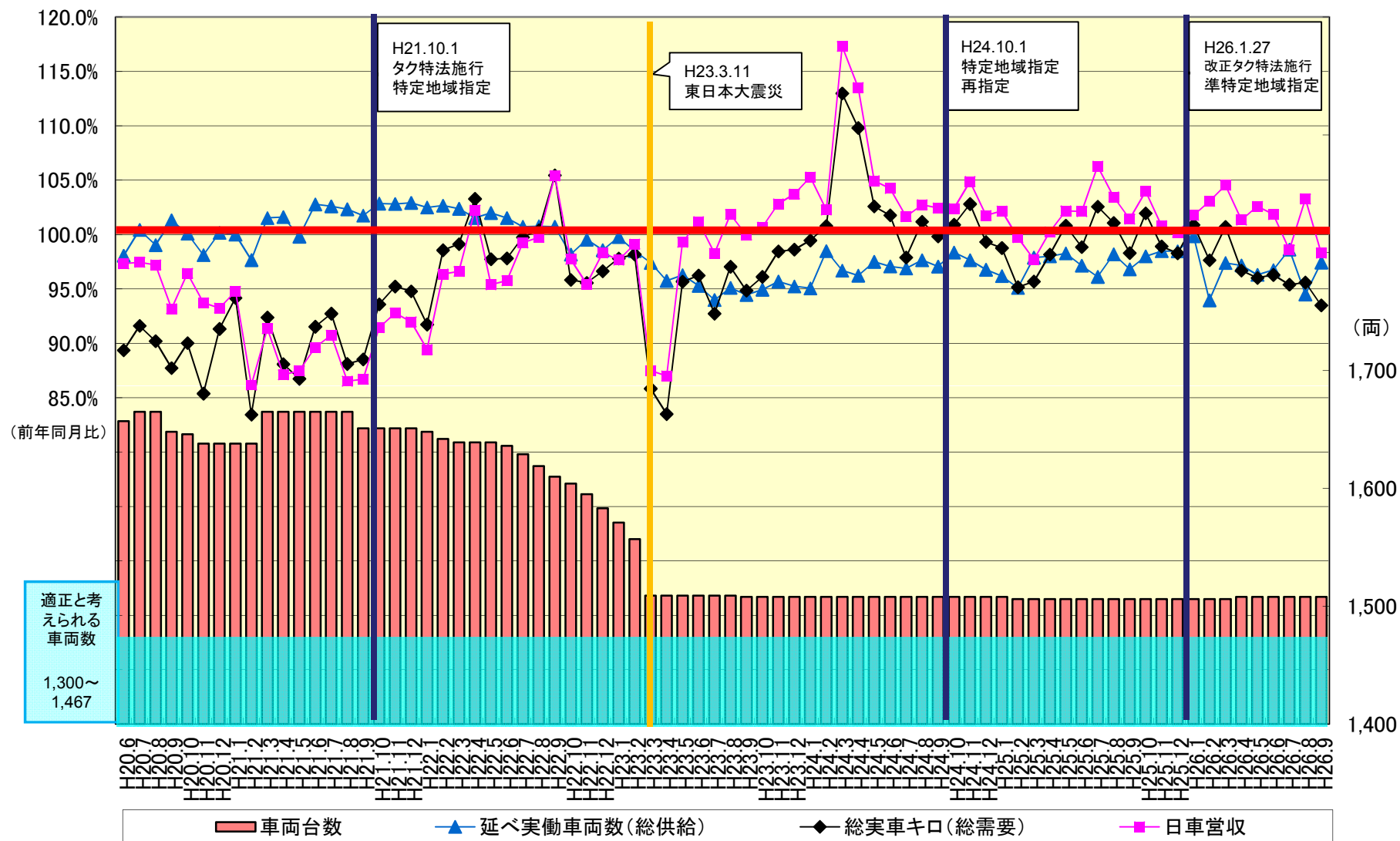
第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成21年12月16日 一部改正
附則 平成24年11月30日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年 2月20日 一部改正

タクシー事業の現状について

第2回 準特定地域 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
平成27年4月10日(金) 15:00～
ホテルグリーンタワー幕張

1. 車両数と総需要量、総供給量、日車営収の推移(京葉地区)



2. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

(平成27年3月31日現在)

営業区域名	地域計画合意	事業者数	法人タクシー								個人タクシー		
			申請				認定				事業者数	申請者数	認定 事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				事業者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
京葉交通圏	H22.2.19	35	35	28	129	0	35	28	129	0	383	381	381

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数 ①	適正車両 数上限と の乖離率 (1-③/①)	申請され た減・休車 がすべて 実施され た場合の 車両数 ②	適正車両 数上限と の乖離率 (1-②/①)	適正車両数 (H27.1.27公示)	
					下限値	上限値③
京葉交通圏	1,507	2.7%	1,507	2.7%	1,300	～ 1,467

※その他ハイヤーは除いたもの。

●旧タク特法時の基準車両数と適正車両数（参考）

営業区域名	現在車両数 ① (H20.7.11)	現在車両 数 ②	減車率 (1-②/①)	申請され た減・休車 がすべて 実施され た場合の 車両数 ③	減車率 (1-③/①)	地域計画に示された 基準車両数と適正と 考えられる車両数と の乖離	適正車両数 (京葉 H21.10.28公表)
京葉交通圏	1,684	1,507	10.5%	1,507	10.5%	約17%～26%	1,250 ～ 1,400

3. タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特 措 法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

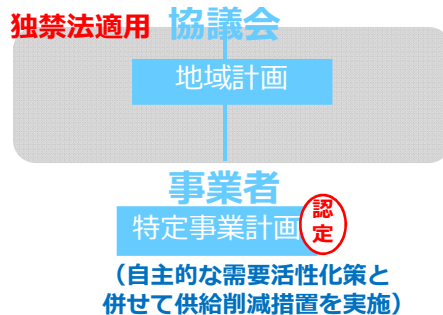
原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特 定 地 域（大 臣 指 定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

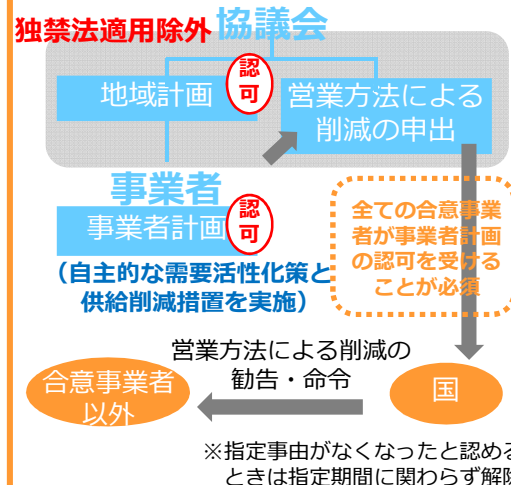


※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

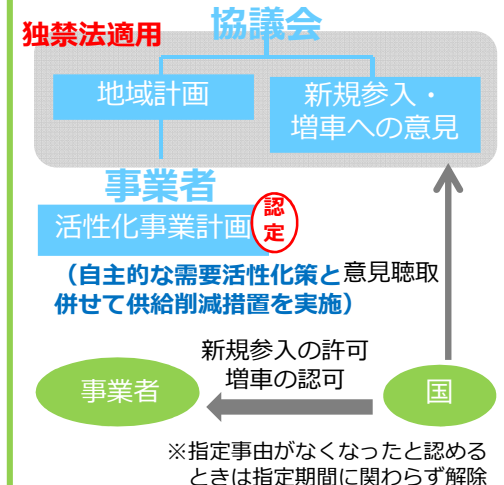


※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなつたと認める
ときは指定期間に関わらず解除

タ ク 特 法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

道 路 運 送 法

全国

登録制
〔講習〕

指定地域
(告示で指定)

登録制
〔試験〕

特定指定地域
(告示で指定)

登録制
〔試験〕

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

4. 準特定地域一覧（平成26年10月31日現在）

運輸局等	都道府県	準特定地域（153地域）
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、 西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏 市原交通圏、南房交通圏
	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、 県南東部交通圏
	群馬	東毛交通圏
	群馬及び 埼玉	中・西毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、県北交通圏、 鹿行交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏
	山梨	甲府交通圏
北陸 信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 柏崎市A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、砺波市B・南砺市
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、 尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、
	静岡	静岡交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、 磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、 浜松交通圏
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、 東濃東部交通圏
	三重	津交通圏、松阪交通圏
	福井	福井交通圏、武生交通圏

運輸局等	都道府県	準特定地域（153地域）
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、 河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圏、生駒交通圏、中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、 尾道市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏、倉吉交通圏
	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
四国	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
九州	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、 久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
沖縄	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
	沖縄	沖縄本島

（全国の営業区域の総数 638地域）

タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特 措法施行後1年間の取組み状況について

第2回 準特定地域 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
平成27年4月10日(金) 15:00～
ホテルグリーンタワー幕張

今後の取り組みの方向性 (H24. 11. 30協議会での今後の方向性)

○ 地域計画の目標への主な取り組み

目標1. タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

- ・個人需要の掘り起こしに向けた取り組み
(UD研修受講運転者のPR、UDタクシーの家庭配車)

目標2. 安全性の維持・向上

- ・法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入をはじめとする安全管理体制の強化・構築
(認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講)

目標3. 環境問題への貢献

- ・環境対応車への積極的な導入
(ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進)

目標4. 交通問題・都市問題

- ・車両集中に伴う渋滞解消のための乗り場配車ルール of 構築
(ショットガン方式導入・拡大)

目標6. 観光立国実現に向けての取組

- ・高付加価値のサービス提供に係る運転者教育の実施
(観光及び語学等の研修機会の拡大、資格保持者に対する優遇等)

地域計画の目標【①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり】

- ◇ 個人需要の掘り起こしに向けた取り組みについて
(UD研修受講運転者のPR、UDタクシーの家庭配車)

【子育て世帯、妊婦を対象にしたサービス】

・京葉地区において妊娠、子育て世帯を対象にしたサービス「ママサポートタクシー」の運行開始。
(H26.10)

・千葉地区において妊婦を対象にしたサービス「うぶごえタクシー」の運行開始。
(H27.4)



【ユニバーサルドライバー研修の実施】

千葉市内(タクシー会館)において第3回「ユニバーサルドライバー研修」を開催。
(H26.11.11)



【タクシー体験交流会の実施】

いすみ市において、いすみ市長者小学校の1年生児童を対象に「タクシー体験交流会」を実施。(H27.1.30)



【バリアフリー教室の参画】

山武市において交通バリアフリー教室へ参画し、福祉車両の提供を行った。
(H2612.8)



地域計画の目標【②安全性の維持・向上】

◇ 安全性の維持・向上について

- ・法令義務付け外事業者の運輸安全マネジメント制度の積極的な導入をはじめとする安全管理体制の強化・構築
(認定機関による運輸安全マネジメント講習の受講)

【運輸安全マネジメント講習の受講】

国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングNASVA「安全マネジメント体制構築支援プラン」の受講
(H26.9.11)



NASVAによる講習受講の様子



講習受講後 の社内集合研修の様子
(H27.3.26、3.27)

地域計画の目標【③環境問題への貢献、④交通問題、都市問題の改善、 ⑥観光立国実現に向けての取り組み】

- ◇ 環境問題への貢献について
 - ・環境対応車への積極的な導入
(ハイブリッド車、EV車等の更なる導入・促進)
- ◇ 交通問題・都市問題について
 - ・車両集中に伴う渋滞解消のための乗り場配車ルールの構築
(ショットガン方式導入・拡大)
- ◇ 観光立国実現に向けての取り組みについて
 - ・高付加価値のサービス提供に係る運転者教育の実施
(観光及び語学等の研修機会の拡大、資格保持者に対する優遇等)

【低公害車の導入】

電気自動車(EV)タクシーの導入
3両(H27.1、H27.2)



電気自動車



【外国人旅客接遇研修の開催】

「第1回、第2回タクシー乗務員・管理職員を対象とした外国人旅客接遇研修」を開催
(H27.2.5、H27.3.24)



ロールプレイの様子

その他の地域計画目標
【⑦防災・防犯対策への貢献、⑨事業経営の活性化、効率化】

【犯罪防止への協力】

- ・千葉県警、県タクシー協会、県個人タクシー協会、県トラック協会、県警備業協会の5者で「ドライブレコーダーの映像提供に関する覚書」を調印（H27.1.13）
- ・タクシー運転手による振り込め詐欺の未然防止に協力したことによる表彰（H26.11、H27.2）

【災害時における対応】

- ・非常時の際、柏の葉キャンパス駅前に設置された災害ボックスへEV車両による電源供給を行うため関係機関と協定締結（H27.1）

【災害時における緊急輸送】

県内タクシー2事業者と佐倉市において大規模な災害が発生した際、避難行動に支援が必要な住民の輸送を円滑に行うため「災害時における避難輸送協力等に関する協定書」を締結。（H27.3）

<参考> フォローアップ(H24.11.30)以降の取り組み状況

平成24年11月30日に開催した第5回京葉・東葛・北総・市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会以降に取り組んだ活性化メニュー

【協会】

- ・協会会員事業者216者が保有する6,304両の車両に非常用防災用品を搭載(H25.9)
- ・県タクシー協会ケア輸送委員会が柏市立富勢西小学校の6年生児童を対象に「タクシー体験交流会」を実施(H25.1.30)

【京葉地区】

- ・JR津田沼駅北口においてタクシー空車車両によつ渋滞解消のためのサテライト(ショットガン)開始(H25.8)
- ・京成グループ6社(京葉地区5社、千葉地区1車)タクシー380両で共同無線配車サービスを開始(H25.4)

【東葛地区】

- ・東武東上線運河駅東口供用開始(タクシー乗り場整備)
- ・松戸警察署、松戸東警察署と松戸地区タクシー運営委員会で「車載録画情報の提供に関する覚書」締結(H25.7)
- ・柏市沼南地区で予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の実験運行を開始(H25.1)

【千葉地区】

- ・京成グループ6社(京葉地区5社、千葉地区1車)タクシー380両で共同無線配車サービスを開始(H25.4)

【北総地区】

- ・成田空港トランジット客を対象にNAA(成田空港会社)と連携した観光タクシーの運行(千葉交タクシー:H25.6)
- ・香取市小見川地区でデマンドタクシー運行開始(千葉交タクシー:H25.9)
- ・酒蔵めぐり観光タクシー運行(千葉交タクシー:H25.10)

【市原地区】

- ・市原市戸田地区、養老地区でデマンドタクシー運行開始(H25.8、H25.9)
- ・市原市と市原警察署から市原市内タクシー事業者17社のタクシー運転手が「振り込め詐欺防止アドバイザー」に委嘱され振り込め詐欺の未然防止に協力(H25.8)
- ・市原市、市原警察署、県タクシー協会市原支部、県トラック協会市原支部、小湊鐵道バス、日東交通バス、市原市臨海部工場連絡会の7者で「ドライブレコーダーの活用による犯罪・交通事故防止に関する協定」を調印(H25.5)

特定地域の指定について

第2回 準特定地域 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
平成27年4月10日(金) 15:00～
ホテルグリーンタワー幕張



関自旅二第1591号
平成27年2月2日

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
会長 榛澤 芳雄 殿

関東運輸局長 又野 己知



特定地域の指定について

京葉交通圏については、別添「特定地域の指定基準等について（平成27年1月30日公示。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、別添2のとおり指定基準（1.（6）を除く。）に適合しているため、御協議会において特定地域の指定を希望する場合においては、平成27年6月末日までに御協議会において同意を得た上で、その旨を別添3の報告様式例を参考に報告していただきますようお願い致します。

また、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくよう併せてお願い致します。

なお、利用者の意向の把握等に関する方法については、追ってご連絡申し上げます。

公 示

（別添）

特定地域の指定基準等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に規定する特定地域の指定基準等について、下記のとおり公示する。

平成27年1月30日

関東運輸局長 又野 己知

記

1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の（1）から（6）のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

（1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

（2）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

（3）人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

（4）総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が2年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

3. 指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、地方運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として7月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附 則

1. 本通達は、平成27年1月30日から施行する。
2. 平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

(別添2)

国自旅第306号
平成27年2月2日

関東運輸局長 殿

自動車局長

特定地域の指定について

現在準特定地域に指定している営業区域について、「特定地域の指定等について（平成27年1月30日国自旅第305号。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について指定基準（1.（6）を除く。）に適合している状況である。

については、貴職から該当する交通圏の準特定地域協議会会長に対してその旨を伝えるとともに、特定地域の指定を希望する協議会がある場合においては、平成27年6月末日までに報告されたい。

また、特定地域に指定された場合における法的効果に鑑み、当該協議会において、利用者の意向を十分に踏まえた上で特定地域の指定に関する議論が行われるよう、適時適切に助言・協力等をされたい。

なお、利用者の意向の把握等に関する方法については、追って連絡する。

記

指定基準（1.（6）を除く。）に適合する営業区域
神奈川県 京浜交通圏
千葉県 京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏
埼玉県及び群馬県 中・西毛交通圏



【関東運輸局管内の各営業区域毎における指定基準への適合状況】

1. 神奈川県 京浜交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 41.0% (H25) 33.8% (減少率) 17.5%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 46.6% (H25) 55.9% (収支差) 9.3ポイント

(3) 人口要件

横浜市 約370万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 179,910,775km (H25) 176,946,412km (増加率) ▲1.6%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 44,008円 (H25) 37,283円 (減少率) 15.3%

日車実車キロ (H13) 113.8km (H25) 85.5km (減少率) 24.9%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(京浜交通圏) 0.0231件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(京浜交通圏) 8.673件 (全国平均) 7.567件

2. 千葉県 京葉交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 44.3% (H25) 38.2% (減少率) 13.9%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 41.0% (H25) 51.6% (収支差) 10.6ポイント

(3) 人口要件

船橋市 約62万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 39,339,360km (H25) 39,281,032km (増加率) ▲0.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 38,407円 (H25) 34,709円 (減少率) 9.6%

日車実車キロ (H13) 103.0km (H25) 87.0km (減少率) 15.5%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(京葉交通圏) 0.0660件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(京葉交通圏) 8.410件 (全国平均) 7.567件

3. 千葉県 東葛交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 42.1% (H25) 36.1% (減少率) 14.1%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 50.4% (H25) 70.5% (収支差) 20.1ポイント

(3) 人口要件

松戸市 約48万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 26,127,142km (H25) 26,007,888km (増加率) ▲0.5%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 36,531円 (H25) 33,677円 (減少率) 7.8%

日車実車キロ (H13) 96.0km (H25) 82.5km (減少率) 14.1%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(東葛交通圏) 0.0660件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(東葛交通圏) 8.072件 (全国平均) 7.567件

4. 千葉県 千葉交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 35.3% (H25) 29.7% (減少率) 15.9%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 61.9% (H25) 68.2% (収支差) 6.3ポイント

(3) 人口要件

千葉市 約96万人

(別添3)

平成27年2月2日

(4) 総実車キロの要件

(H24) 23,781,726km (H25) 23,530,074km (増加率) ▲1.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 30,787円 (H25) 28,018円 (減少率) 9.0%

日車実車キロ (H13) 82.3km (H25) 69.3km (減少率) 15.8%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(千葉交通圏) 0.0660件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(千葉交通圏) 7.372件 (全国平均) 7.567件

国土交通大臣 殿
(関東運輸局長経由)

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会

会長 榛澤 芳雄

5. 埼玉県及び群馬県 中・西毛交通圏

特定地域の指定に関する決議について(報告)

(1) 実働実車率の要件

(H13) 37.7% (H25) 32.6% (減少率) 13.4%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 46.7% (H25) 70.3% (収支差) 23.6% 以内

(3) 人口要件

高崎市 約37万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 14,223,436km (H25) 14,211,655km (増加率) ▲0.1%

(5) ① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 20,835円 (H25) 20,189円 (減少率) 3.1%

日車実車キロ (H13) 59.7km (H25) 52.5km (減少率) 12.0%

(5) ② 法令違反の発生状況の要件

(中・西毛交通圏) 0.0042件 (全国平均) 0.0509件

(5) ③ 事故の発生状況の要件

(中・西毛交通圏) 5.318件 (全国平均) 7.567件

平成 年 月 日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意する(同意しない)との結論に至りましたので報告致します。

(以下、ご意見があれば自由記載)

※ 上記括弧付き番号は、別添「特定地域の指定等について(平成27年1月30日公示)」

1. の括弧付き番号を付しています。

特定地域の指定について

～タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果～

第2回 準特定地域 京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会
平成27年4月10日(金) 15:00～
ホテルグリーンタワー幕張

タクシーに関するアンケート調査結果

【 京葉交通圏 】

平成27年4月10日

一般社団法人千葉県タクシー協会

■はじめに

タクシーは鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な交通機関であるところ、タクシー事業を巡っては一部の地域において供給過剰の発生により、タクシー事業の収益基盤や運転者の労働環境の悪化等の諸問題が発生しており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっております。

これらの諸問題に対処するため、平成21年10月1日より「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行され、供給過剰状態にある地域においては、地域の関係者によるタクシー事業の適正化(供給輸送力の削減)、活性化(需要喚起等)の取組みが進められているところです。

今回のアンケートは、今後のタクシー事業の適正化、活性化を図る際に参考とさせていただきたいと考え、実施致しました。

本アンケートの集計結果は、次のとおりです。

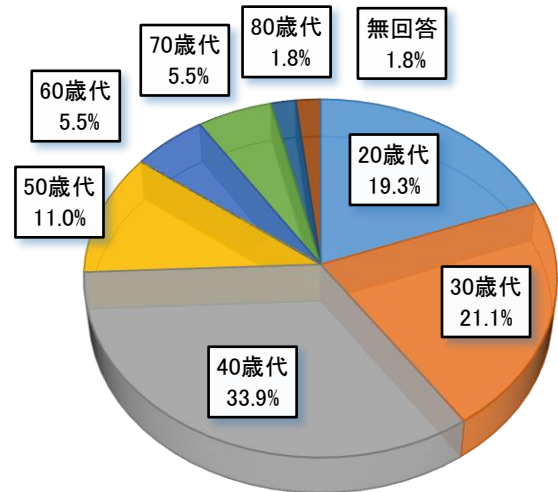
本アンケートにご協力くださいましたモニターの皆様、ありがとうございました。

1. 回答者数 109名
2. 実施期間 平成27年2月24日～3月20日

回答者属性

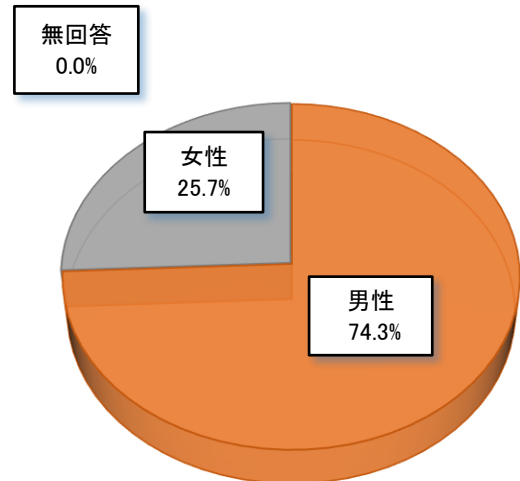
* 年齢別

選択肢	回数	回答数	割合
1 20歳代		21	19.3%
2 30歳代		23	21.1%
3 40歳代		37	33.9%
4 50歳代		12	11.0%
5 60歳代		6	5.5%
6 70歳代		6	5.5%
7 80歳代		2	1.8%
8 無回答		2	1.8%
計		109	100.0%



* 性別

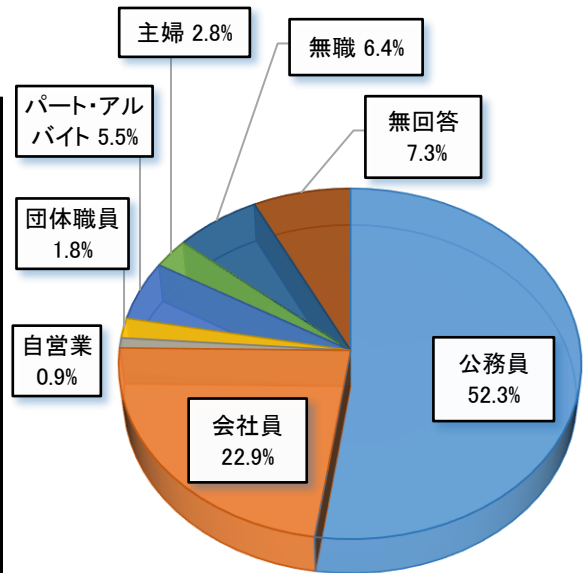
選択肢	回数	回答数	割合
1 男性		81	74.3%
2 女性		28	25.7%
3 無回答		0	0.0%
計		109	100.0%



回答者属性

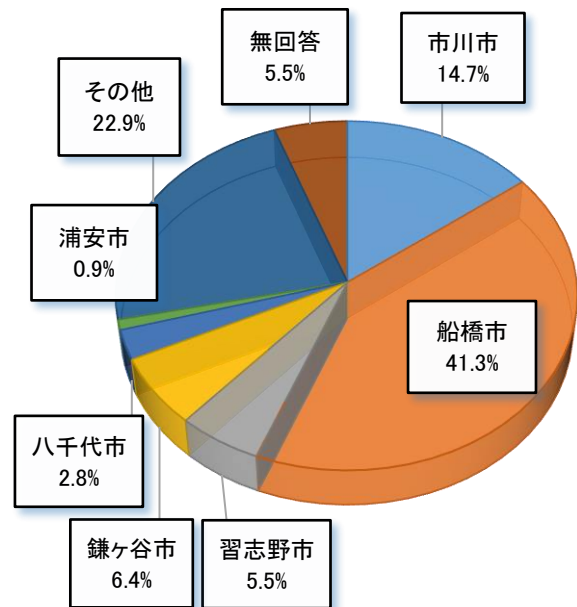
* 職業別

選択肢	回数	回答数	割合
1 公務員		57	52.3%
2 会社員		25	22.9%
3 自営業		1	0.9%
4 団体職員		2	1.8%
5 パート・アルバイト		6	5.5%
6 主婦		3	2.8%
7 無職		7	6.4%
8 無回答		8	7.3%
計		109	100.0%



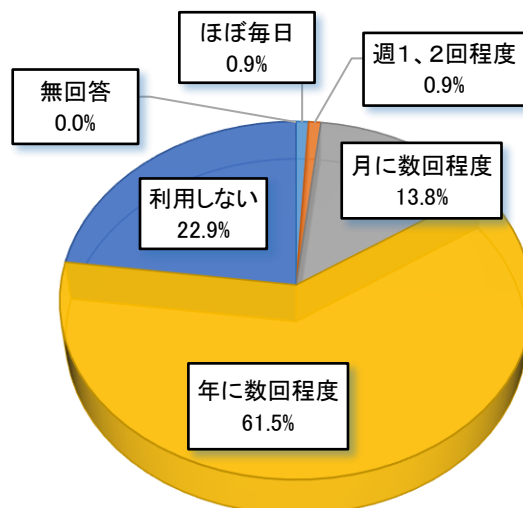
* 居住地別

選択肢	回数	回答数	割合
1 市川市		16	14.7%
2 船橋市		45	41.3%
3 習志野市		6	5.5%
4 鎌ヶ谷市		7	6.4%
5 八千代市		3	2.8%
6 浦安市		1	0.9%
7 その他		25	22.9%
8 無回答		6	5.5%
計		109	100.0%



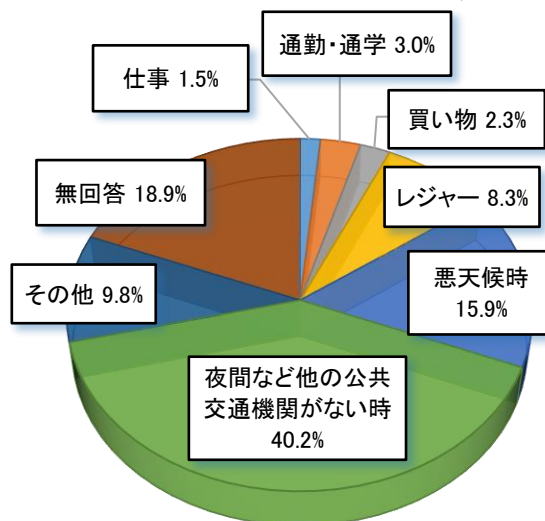
問1 タクシーを利用しますか

選択肢	回数	回答数	割合
1	ほぼ毎日	1	0.9%
2	週1、2回程度	1	0.9%
3	月に数回程度	15	13.8%
4	年に数回程度	67	61.5%
5	利用しない	25	22.9%
6	無回答	0	0.0%
計		109	100.0%



問2 主にどのような場合にタクシーを利用しますか(複数選択可)

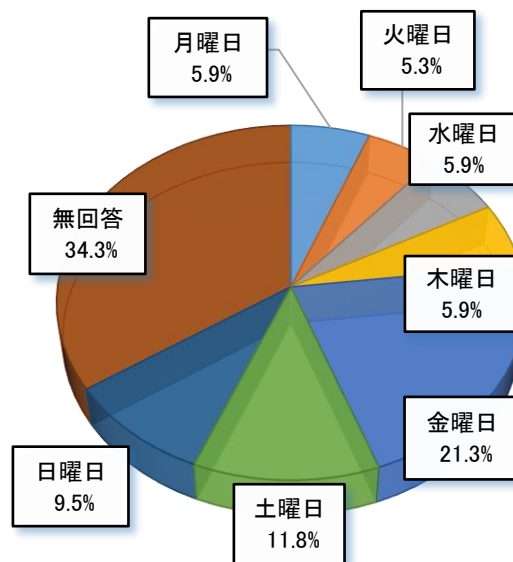
選択肢	回数	回答数	割合
1	仕事	2	1.5%
2	通勤・通学	4	3.0%
3	買い物	3	2.3%
4	レジャー	11	8.3%
5	悪天候時	21	15.9%
6	夜間など他の公共交通機関がない時	53	40.2%
7	その他	13	9.8%
8	無回答	25	18.9%
計		132	100.0%



※「7.その他」と回答した主な意見は別掲

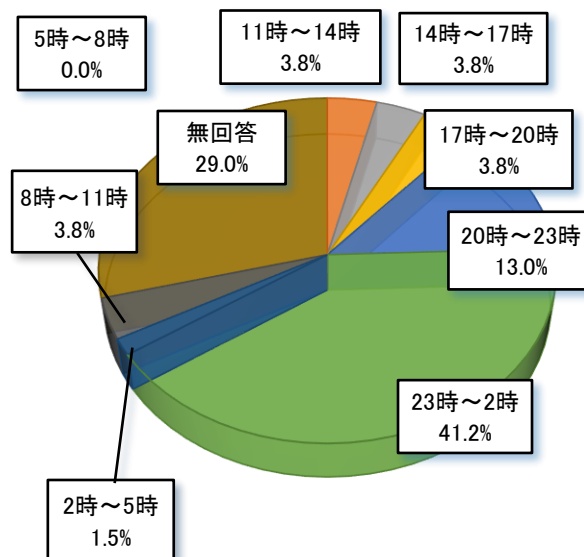
問3 よく利用する曜日を教えてください(複数選択可)

選択肢	回数	回答数	割合
1 月曜日		10	5.9%
2 火曜日		9	5.3%
3 水曜日		10	5.9%
4 木曜日		10	5.9%
5 金曜日		36	21.3%
6 土曜日		20	11.8%
7 日曜日		16	9.5%
8 無回答		58	34.3%
計		169	100.0%



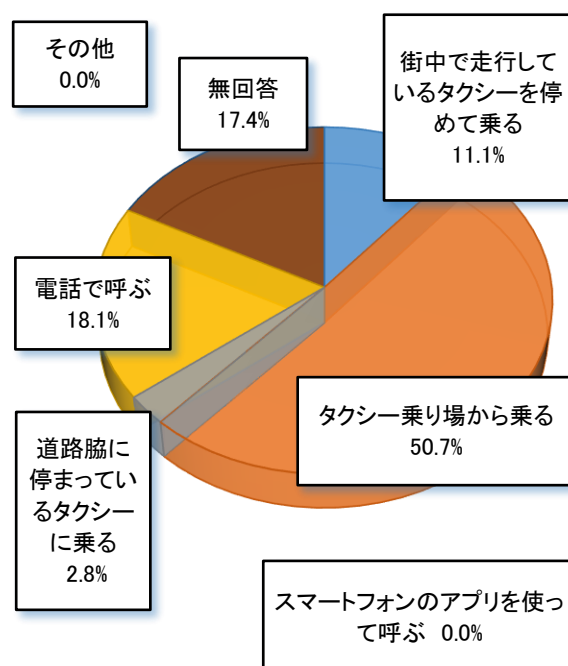
問4 よく利用する時間帯を教えてください(複数選択可)

選択肢	回数	回答数	割合
1 11時～14時		5	3.8%
2 14時～17時		5	3.8%
3 17時～20時		5	3.8%
4 20時～23時		17	13.0%
5 23時～2時		54	41.2%
6 2時～5時		2	1.5%
7 5時～8時		0	0.0%
8 8時～11時		5	3.8%
9 無回答		38	29.0%
計		131	100.0%



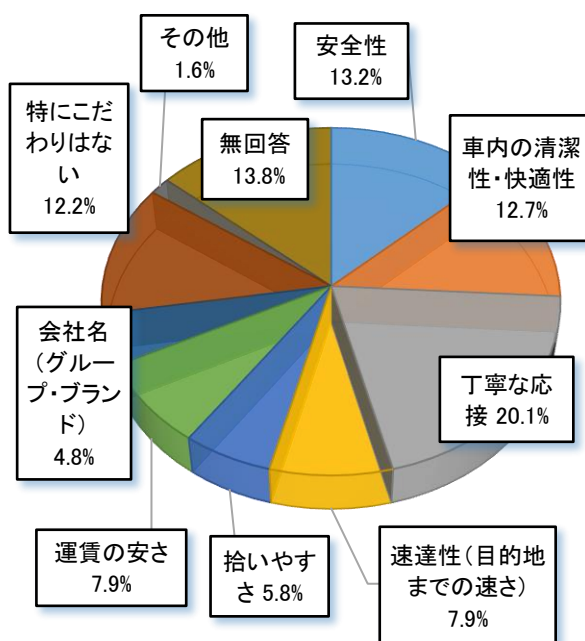
問5 どのような方法でタクシーを利用しますか(複数選択可)

選択肢	回数	回答数	割合
1 街中で走行しているタクシーを停めて乗る		16	11.1%
2 タクシー乗り場から乗る		73	50.7%
3 道路脇に停まっているタクシーに乗る		4	2.8%
4 電話で呼ぶ		26	18.1%
5 スマートフォンのアプリを使って呼ぶ		0	0.0%
6 その他		0	0.0%
7 無回答		25	17.4%
計		144	100.0%



問6 タクシーを利用する際に重視する点はどのようなことですか(複数選択可)

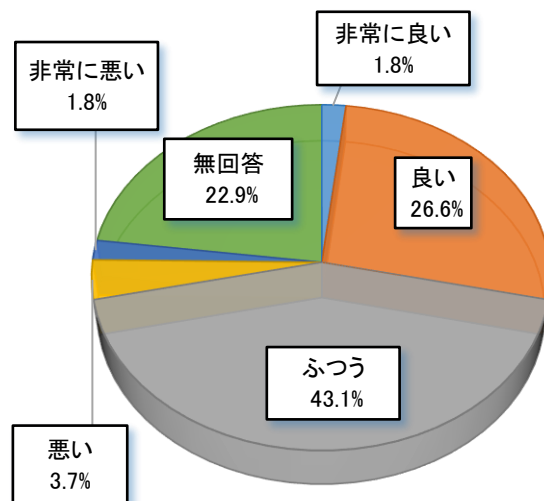
選択肢	回数	回答数	割合
1 安全性		25	13.2%
2 車内の清潔性・快適性		24	12.7%
3 丁寧な応接		38	20.1%
4 速達性(目的地までの速さ)		15	7.9%
5 拾いやすさ		11	5.8%
6 運賃の安さ		15	7.9%
7 会社名(グループ・ブランド)		9	4.8%
8 特にこだわりはない		23	12.2%
9 その他		3	1.6%
10 無回答		26	13.8%
計		189	100.0%



※「9.その他」と回答した主な意見は別掲

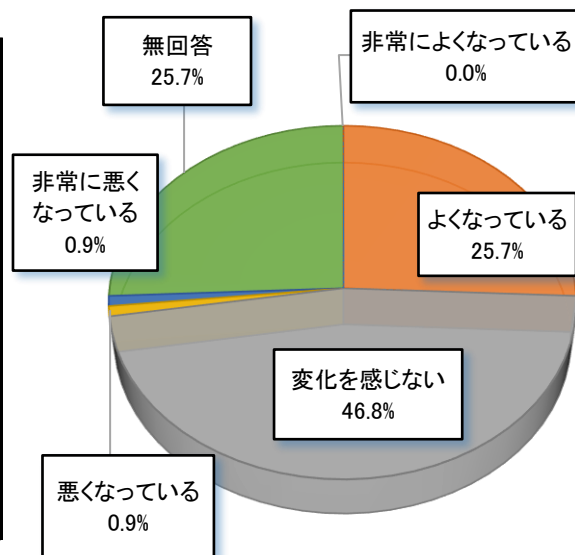
問7 普段ご利用になるタクシーのサービス水準(安全性、快適性、接客態度など)についてどのように感じますか

選択肢	回数	回答数	割合
1 非常に良い		2	1.8%
2 良い		29	26.6%
3 ふつう		47	43.1%
4 悪い		4	3.7%
5 非常に悪い		2	1.8%
6 無回答		25	22.9%
計		109	100.0%



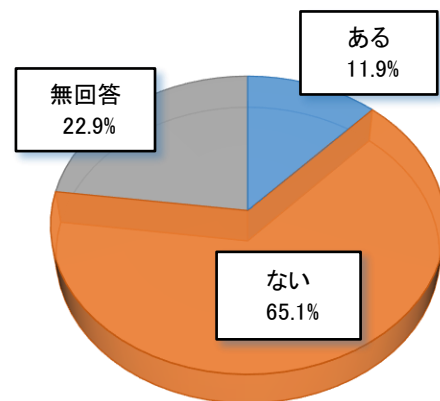
問8 ここ数年でのタクシーサービス水準の変化について、どのように感じますか

選択肢	回数	回答数	割合
1 非常によくなっている		0	0.0%
2 よくなっている		28	25.7%
3 変化を感じない		51	46.8%
4 悪くなっている		1	0.9%
5 非常に悪くなっている		1	0.9%
6 無回答		28	25.7%
計		109	100.0%



問9 タクシー乗車中に事故の危険を感じたことはありますか

選択肢		回数	回答数	割合
1	ある		13	11.9%
2	ない		71	65.1%
3	無回答		25	22.9%
計			109	100.0%



問10 前問9において「1. ある」を選択された方は、どのような場合に危険を感じましたか

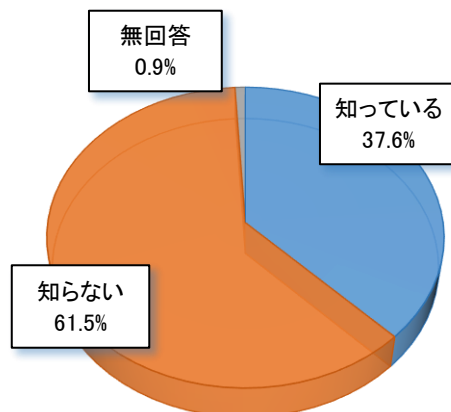
(主な意見を抜粋)

- ☐ 運転手が居眠りしているように感じた。
- ☐ タクシーに対する幅寄せ。
- ☐ 信号無視。
- ☐ 車間距離が狭い時が多い。
- ☐ 狭い道で速度が速い時。
- ☐ スピードの出し過ぎ。急発進。急停止。
- ☐ ブレーキを踏むのが遅い。
- ☐ 乗車中ではないが、横断歩道歩行中にタクシーに轢かれそうになったことがある。
- ☐ 高齢運転者でブレーキがガクガクで縁石に乗り上げた。

問11 タクシー運転手の平均年収が、全産業での平均を大きく下回っていることを御存じですか

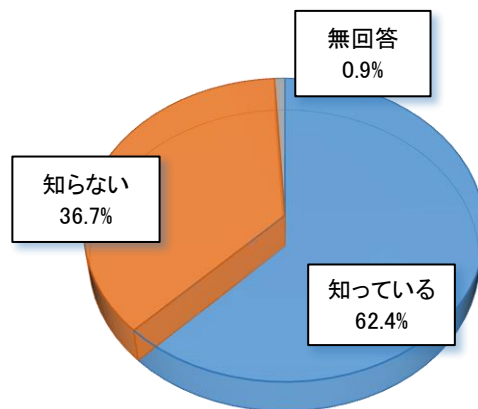
(参考:千葉県(平成25年度)全産業512万円 タクシー運転手279万円)

選択肢	回数	回答数	割合
1 知っている		41	37.6%
2 知らない		67	61.5%
3 無回答		1	0.9%
計		109	100.0%



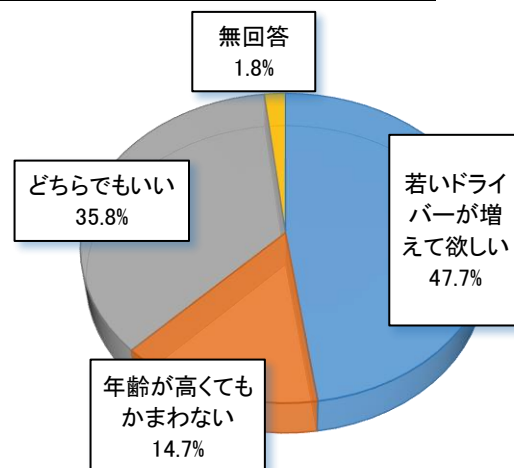
問12 タクシー運転手の労働環境(賃金が歩合制であることなど)を御存じですか

選択肢	回数	回答数	割合
1 知っている		68	62.4%
2 知らない		40	36.7%
3 無回答		1	0.9%
計		109	100.0%



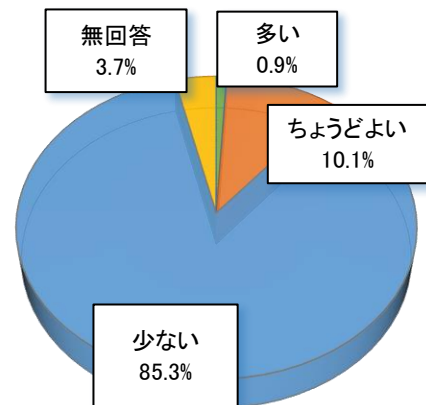
問13 タクシー運転手の平均年齢が現在61.3才(平成25年12月末現在)であることについてどう思いますか

選択肢	回数	回答数	割合
1 若いドライバーが増えて欲しい		52	47.7%
2 年齢が高くてもかまわない		16	14.7%
3 どちらでもいい		39	35.8%
4 無回答		2	1.8%
計		109	100.0%



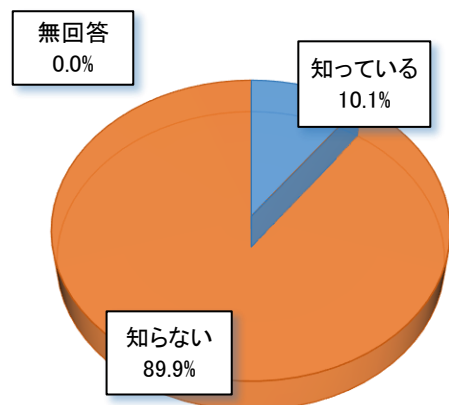
問14 タクシー運転手の女性比率が2.4%（平成26年12月末現在）であることについてどのように感じますか

選択肢		回数	回答数	割合
1	多い		1	0.9%
2	ちょうどよい		11	10.1%
3	少ない		93	85.3%
4	無回答		4	3.7%
計			109	100.0%



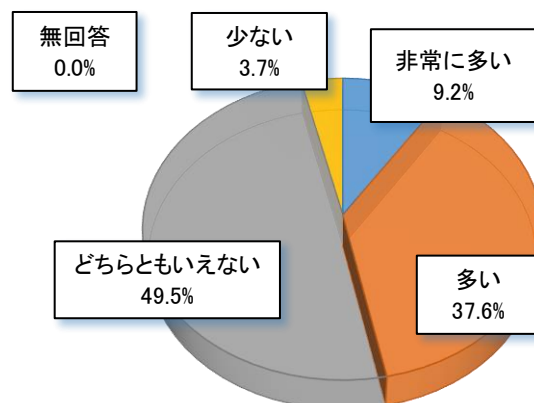
問15 全国のタクシー会社の6割以上が赤字経営であることは御存じですか
（参考：平成25年度の赤字比率64%）

選択肢		回数	回答数	割合
1	知っている		11	10.1%
2	知らない		98	89.9%
3	無回答		0	0.0%
計			109	100.0%



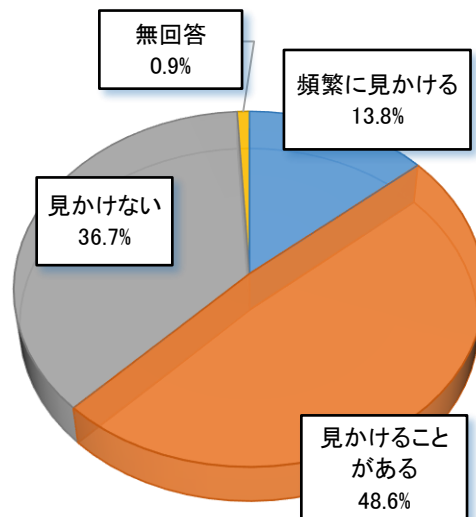
問16 駅前や繁華街など街中のタクシーが多いと感じますか、少ないと感じますか

選択肢		回数	回答数	割合
1	非常に多い		10	9.2%
2	多い		41	37.6%
3	どちらともいえない		54	49.5%
4	少ない		4	3.7%
5	無回答		0	0.0%
計			109	100.0%



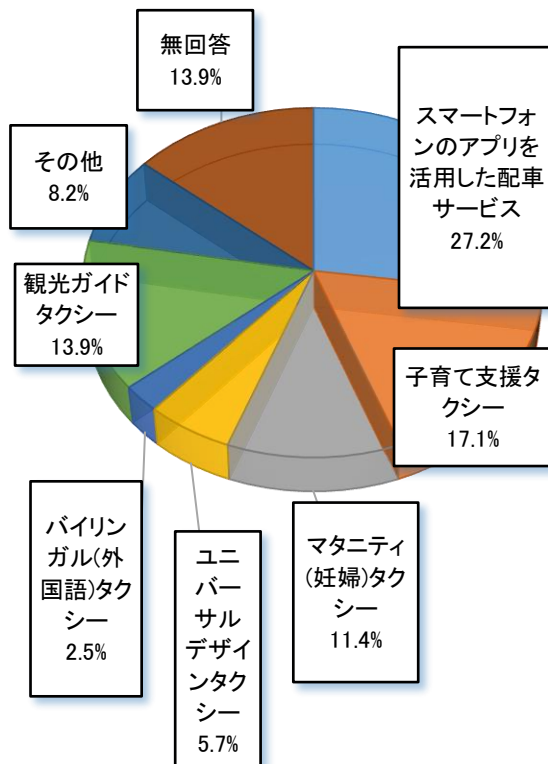
問17 タクシーが法令違反(スピード違反、駐車違反など)をしているところを見たことがありますか

選択肢	回数	回答数	割合
1 頻繁に見かける		15	13.8%
2 見かけることがある		53	48.6%
3 見かけない		40	36.7%
4 無回答		1	0.9%
計		109	100.0%



問18 普及を望むタクシーサービスはどのようなものですか(複数選択可)

選択肢	回数	回答数	割合
1 スマートフォンのアプリを活用した配車サービス		43	27.2%
2 子育て支援タクシー		27	17.1%
3 マタニティ(妊婦)タクシー		18	11.4%
4 ユニバーサルデザインタクシー		9	5.7%
5 バイリンガル(外国語)タクシー		4	2.5%
6 観光ガイドタクシー		22	13.9%
7 その他		13	8.2%
8 無回答		22	13.9%
計		158	100.0%



※「7.その他」と回答した主な意見は別掲

問19 今後あればいいと思うサービスはどのようなものですか(自由記述)

(主な意見を抜粋)

- 電話でタクシーを呼ぶのにタクシー会社ごとではなく、協会などで一括管理して配車してもらえるといいと思います。一つの会社に電話して近くに車がないと言われ、他の会社に電話するのを繰り返すのは大変です。利用しやすいシステムにしていきたい。
- 近い場所へも気軽に利用できる相乗りタクシー。
- 低料金タクシー。
- 定額タクシー。(例えば: 駅⇄空港)
- 100円未満切り捨て。
- デマンドタクシーなど柔軟なサービス。
- 介護、ペットなど社会状況の変化に対応したサービス。
- ポイント制。
- 料金の目安がわかる。
- スマートフォンで車を呼べる、配車サービスアプリの充実。
- 利用者が多い時間帯での同方面へ行く乗客同士の相乗りサービスの普及。
- 高齢者宅(階段あり)までの玄関先の迎えや補助等。(資格者が増えてくれるとうれしい。)
- 高齢者へ特化したサービスの充実。乗降補助など安心して任せられるサービス。
- 高齢者になり、車を手放したら不安になります。その為、外出や買い物の足がわりになれるように何人かで乗れるようなサービスを考えて欲しい。
- カスタマーセンター設置。
- 夜間割増のかわりに累進従量制(近い人は安く、遠い人は高くなる)を使うとか、高齢者割引があったほうが良いと思う。
- 運賃の値下げをお願いできると、もっと利用が増えるかと思います。
- 地域ごとに配車の確保。
- 行政と連携してタクシー会社に補助金が出るようになれば高齢者が使い易い。
- 配車時間の短縮。
- 少子高齢化が進む中、路線バス等が無い地域で日常の買い物、通院等に気軽に利用出来るサービスの拡充を望みます。
- スイカやパスモでの支払い。(東京都心では当たり前)
- スマートフォン充電サービス。
- 配車アプリのような専用アプリのサービスではなく、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など汎用性の高いメディアでの配車サービスが出来ないか。

問20 利用者として、どのようなことをタクシーに望みますか(自由記述)

(主な意見を抜粋)

- マイカーをもたない人が、気軽に利用できるタクシー。
- 車の維持管理の心配もなく、目的地まで安心してプロの運転におまかせできるタクシーを望みます。
- 親切で安全性の高い、安易に配車してもらえるような乗りやすいタクシー。
- すごく丁寧で気持ちの良い対応をして下さる方が増えましたが、やはりぶっきらぼうだったり悪態をつく方も多く、利用の足が遠のきました。 完璧な接客とは言いませんが、ある程度の接客を望みます。
- 近くまで利用する時、客が運転者に気を使わなくてもいいようなサービス向上。 タクシードライバー個人のサービス(接遇)低下、悪化が業界としてのパイを小さくしていると感じる。 基本どうしようもない時以外タクシーは使いたくない。 なぜならお金を払って気分が悪くなるから。
- 必要な時に多社にコールしてもつかまらない事がありとても困る。 雨、夕方など仕方ないのでしょうか。 抜け道など知っている方が多く、渋滞を回避できて助かったこともありました。 嬉しかったです。
- 禁煙車なのに煙草の臭いがすると乗る気がしなくなる。
- 5人乗れるタクシー。
- 賃金が歩合制ではなく定額制(月給)にし、自由競争を行うことで適正な運賃や台数に落ち着くことを望みます。 少なくとも都市圏では若手の運転手が増えるのでは…。
- 特に通勤時間帯、右折レーンから直進方向に割り込むのをよく見かける。 非常に危険で、やめてもらいたい。
- 運転が荒い人は困る。
- 丁寧な接客。 変に遠回りをしないでほしい。
- 客のいる所、いそうな所に重点的に配置。
- 駅前ロータリー内でのマナーをもう少し改善すべきだと思います。
- 以前、駅からタクシーに乗ろうとした時、私たちのスーツケースを見て嫌な顔をされ態度が悪かった。
- クラウンベースではなくて、もう少し車高の高い車の導入。
- 料金は高くても構わないので、安全運転(利用者だけでなく、他の自動車、歩行者、自転車に対しても)を望みます。
- 手頃な値段設定。
- 最近、会話をしてくるドライバーさんが多く、プライベートなことを色々聞いてきたりすることもよくあるので、少し控えてほしい。
- 道路(走行ルート)に関する豊富な知識を持ち合わせている乗務員が増えること。
- マイレージ導入。
- 無理な追い越し、急な車線変更、煽り行為を慎み、安全運転に心掛けていただけると幸いです。
- 車内の雰囲気良くするような空気にしてほしい。

問20 利用者として、どのようなことをタクシーに望みますか(自由記述)

(主な意見を抜粋)

- 安さ。価格の低下。
- 駅によって沢山のタクシーがいるところとタクシーをずっと待つところの差が大きく、駅による台数の差がないようにしていただけると利用しやすいと思います。
- 安全運転。安心。いざという時の配車確保・予約システム。
- サービスレベルの向上、対応の良さ等。
- 厳しい経営状況にある中で、地域の足として交通弱者の方々のニーズは高いと思います。地域の方々と対話の機会を設け、連携する事で活路を見い出してほしいと期待します。
- 他のドライバーにも親切と思われる運転をして下さい。
- 東京に比べると千葉は接客が下手だと思っています。気持ち良く乗せていただきたい。
- 明るい応対。
- 関西からこちらに越してきましたが、関西に比べて皆さん態度が横柄で愛想が全くないです。もう少し意識されてはどうか。
- 乗っている間は数分の付き合い？でも縁なので和やかな空間を作ってほしいです。
- プロドライバーとして、皆から見本となる運転を続けてほしいです。マナーが悪いタクシーが多いと思います。
- 早さ。必要な時に直ぐに使えればマイカーは止めても良い。
- しょうがない事だとは思いますが、会社によって乗務員の対応が違いすぎる。駅のタクシー乗り場では選べないので、サービスの講習などを協会で行えないか。
- 現在ほぼ一律の料金体系だと思いますが、目的地別の料金設定や短い距離での料金設定があっても良いと思います。
- もっと運転者の収入を増やすことを考えるべきである。昔のようにチップ制を取り入れたらどうか。私は原則として1割チップを実行している。

「その他」の回答における主な意見

問2 主にどのような場合にタクシーを利用しますか(複数選択可)

- ☐ 体調不良時。
- ☐ 病院に行く時。 病院から自宅へ帰る時。
- ☐ 孫の送迎。
- ☐ 飲んだ帰りに同じ方向の人と相乗り。
- ☐ 飲酒後に帰宅する時。
- ☐ 運動会等。
- ☐ 旅行先で。
- ☐ 荷物の多い時。
- ☐ 治安に不安な時。(ひったくり等)。

問6 タクシーを利用する際に重視する点はどのようなことですか。(複数選択可)

- ☐ 確実性:違う病院に連れて行かれたことがあるので……。
- ☐ 遠回りをしないこと。
- ☐ 黒い車でいやな思いをしたので黒い車は避けます。

問18 普及を望むタクシーサービスはどのようなものですか(複数選択可)

- ☐ 配車システムの一括又は共同管理。
- ☐ 低運賃タクシー。
- ☐ 大人数乗れるタクシー。
- ☐ 病院への配車、介助の手伝い。
- ☐ ドライバー指定配車サービス。
- ☐ 乗合タクシー。
- ☐ スイカ等使用できるタクシー。
- ☐ シニア向けタクシー。 福祉タクシー。